

# 愛知県立津島高等学校附属中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、またその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。

### (学校及び教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

## 2 いじめ・不登校対策委員会

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。いじめの発見・通報を受けた場合、又はいじめの疑いがあると思われる場合には、速やかに学校全体で情報を共有し、迅速に対応するとともに、必要に応じて外部機関との連携を図る。

### (1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、学級担任、スクールカウンセラー等の参加を求める。

### (2) 活動

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案の対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

### (3) 開催

月1回を目安として会を行う。また、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 全ての教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進し、生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学校づくりを進める。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民等との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ア いじめ調査等
  - ① 生徒対象の人権（いじめ相談）アンケート調査【保存期間：卒業後5年】年3回
  - ② 教育相談等による生徒からの聞き取り調査 年3回
- イ いじめ相談体制  
生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の紹介
- ③ 愛知県総合教育センターの紹介

ウ SNS・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、効果的に防止及び対処できるように、情報モラル研修会等の啓発活動を行う。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるように、保護者と連携を図りながら、その生徒に応じた個別の対応をする。

エ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等と連携して行う。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 4 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、愛知県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 愛知県教育委員会と協議の上、当該事案に対処する第3者委員会を設置する。
- (3) 第3者委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 第3者委員会の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめを早期発見するための取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

## 6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。